主 文 原判決を破棄する。 被告人を禁錮八月に処する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人浜田博作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

論旨は要するに、被告人に対し禁錮八月の実刑を科した原判決の量刑は重過ぎるから、刑の執行を猶予せられたい、というのである。

〈要旨〉よつて、まず職権をもつて調査するのに、原判決は、判示第一の事実中、過失による一時不停止の所為と業〈/要旨〉務上過失致死傷の各所為は一個の行為であ個の罪名に触れる場合であると判断しているが、一時不停止は単に法の取締禁止強定に触れるのみで事故発生の一般的危険性を含むものでないのに反し、業務上過失致死傷の各所為は、自動車を運転進行中、自動車運転者に科せられたもつとも見失致死傷の各所為は、自動車を運転進行中、自動車運転者に科せられたもつとも見失致死傷の各所為は、自動車を運転進行中、自動車運転者に科せられたもつとも見失い。 致死傷の各所為は、自動車を運転進行中、自動車運転者に科せられたもつとも見失い。 対応には高の手前で一時停止して前方左右の交通の安全を確認することを見ていたものであることを見ていたものであることを関係にあることが明られてはなり、によいによびであるのが相当である。は処断であるがあり、その誤りにはこの点において破棄を免れない。

よつて、弁護人の量刑不当の控訴趣意に対する判断を省略し、刑事訴訟法三九七条一項、三入〇条により原判決を破棄したうえ、同法四〇〇条但書に従いさらに次のとおり判決する。

(裁判長裁判官 西尾貢一 裁判官 鈴木盛一郎 裁判官 上田次郎)